

| | | | |
|--|--|----------|-----|
| | | 総務常任委員会 | |
| 平成22年12月 7 日受理 | | 請 第 54 号 | |
| 件 名 | 民間人の言論統制を行う防衛省事務次官通達の撤回を求める意見書提出を求める請願 | | |
| 紹 介 議 員 | 提 出 者 | 住 所 | 氏 名 |
| 村 上 寅 美 | | | |
| <p>(要 旨)</p> <p>防衛省は、「①政治的行為と誤解されることを行わないよう参加団体に要請する、②誤解を招く恐れがある場合は参加を控えさせる」などの内容が盛り込まれた事務次官通達を出し、自衛隊施設での民間人による発言を制限しようとしていることが明らかにされた。</p> <p>この様に民間人の発言を統制するような通達は、言論の自由を阻害するものである。また、出席者の発言内容を事前にチェックし、参加の有無を検討することは憲法第21条の「表現の自由」に反する検閲行為に等しいものである。</p> <p>ついては、熊本県議会において、政府に対し、民間人の言論統制を行う防衛省事務次官通達の撤回を求めることについての意見書を提出されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>今回の通達がなされるきっかけは、先月3日に航空自衛隊入間基地(埼玉県狭山市)が開いた航空祭で、自衛隊を後援する民間団体「航友会」の会長が政権を批判したように取れる挨拶が行なわれたことによるものである。</p> <p>これを伝え聞いた北澤防衛相が、通達を指示したとされ、民間人である会長の発言を「極めて不適切」と断じた上で対応策を求めている。</p> <p>今まで、各地の自衛隊の関係施設で、多くの記念行事が開催されてきたが、そこでは、自衛隊のOBや支援者が来賓として招かれ、公務員として発言が制限される自衛隊員に対し、民間人として自由な立場から様々な挨拶が行なわれてきており、航友会会長の発言は防衛関係者としての危機感を表明しただけである。</p> <p>本来、禁止される政治的行為とは、自衛隊官舎内で特定の思想を宣伝するピラをまいたり、政治集会を行うなどの行為であり、政治と関係のない記念行事で、隊の将来を考えた上で、個人の意見を述べることは政治的行為と呼べるものではない。</p> <p>その後、防衛省は参院予算委員会理事会で、「憲法で保障された表現の自由等との関係で問題となるものではない」との見解を示し「通達は隊員にあてて示されているもので、一般の国民の行為を規制しようとするものではない」との文書を提出した。</p> <p>しかしながら、この次官通達を理由に、既に挨拶を依頼していた来賓を断った例もあり、実際に民間人の発言内容を調査し、選別を行っている実態がある。</p> <p>この様に出席者の発言内容を事前にチェックし、挨拶・参加の有無を検討することは憲法第21条の「表現の自由」に反する検閲行為に等しいものである。</p> | | | |